

令和6年4月1日より、取付管工事の申請方法が変更となります！

令和6年度以降、取付管工事の申請方法を変更します。
令和6年度以降、取付管工事は申請様式が変更となりますので、ご注意ください。

【令和5年度まで】

○取付管工事

- 1 (申請者→市)
物件設置等許可申請
↓ 市で審査
- 2 (市→申請者へ交付)
物件設置等許可決定通知
↓ 申請者で工事
- 3 (申請者→市へ提出)
下水道占用許可期間満了等届
↓ 市で検査
- 4 手続き完了

○本管工事

- 1 (申請者→市へ)
下水道施設工事施行等承認申請
↓ 市で審査
- 2 (市→申請者へ交付)
下水道施設工事施行等決定通知
↓ 申請者で工事
- 3 (申請者→市へ提出)
下水道施設工事完了届
↓ 施工者立会のもと市が検査
- 4 (市→申請者へ交付)
下水道施設先行施行工事完了認定

【令和6年度以降】

○取付管工事 本管工事 共通

- 1 (申請者→市へ)
申請書の提出 (様式第10号) [docx](#) [pdf](#)
↓ 市で審査
- 2 (市→申請者へ交付)
決定通知書の交付 (様式第11号)
↓ 申請者で工事
- 3 (申請者→市へ提出)
完了届の提出 (様式第11号の2) [docx](#) [pdf](#)
↓ 市で検査
※本管工事は施工者立会必要
- 4 (市→申請者へ交付)
完了認定書の交付 (様式第11号の3)

【問い合わせ先】

市川市 下水道部 河川・下水道管理課
下水道施設グループ 高須・楯橋
047-712-6358